

【必ずお読みください】

お客様は、株式会社NTTデータ数理システム(以下「当社」という)のソフトウェアおよびアドオン(以下、「本ソフトウェア」という)を使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約(以下、「本契約」という)の内容に同意していただく必要があります。同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、必要事項をユーザ登録フォームに記入のうえ、当社宛お送りください。

ソフトウェア使用許諾契約書

(契約の成立)

第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 本ソフトウェアのユーザ登録フォームに必要条項を記入の上、当社へ送付したとき。
- (2) 本ソフトウェアを封入する包装を開封したとき。
- (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を、コンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD 型記録メディア、DVD 型記録メディア、その他の記録媒体(以下「記録媒体」という)へインストール等により一時的であるか否かを問わず保存したとき。
- (4) 本ソフトウェアを使用したとき。

(著作権)

第2条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、当社あるいは当社に権利を許諾する第三者に帰します。

- 2 本契約にかかわらず、別紙1記載の「OSS ライセンスが適用されるソフトウェア一覧」については、ライセンス原文にて記載される OSS ライセンスが適用されるものとします。

(使用許諾)

第3条 当社はお客様に、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用を許諾します。

- 2 お客様は、本ソフトウェアを、お客様が使用するコンピュータにおいて、別添の「ライセンス証書」に定められた数量を限度として、使用することができます。
- 3 お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータにて用いられる記録媒体に複製(本ソフトウェアのインストールを含む)することができます。
- 4 お客様は、本ソフトウェア利用のために、サンプルスクリプトおよびサンプルプロジェクトを改変して使用することができます。また、サンプルスクリプトもしくはそれに改変を加えたもの(オブジェクトコード、ソースコードあるいはその両方)を複製して再配布することができます。
- 5 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。
- 6 お客様は、本ソフトウェアの使用期間中、「ライセンス証書」を適切に管理・保管するものとします。

(禁止事項)

第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信(送信可能化を含む)、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。

- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング(実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること)を行うことはできません。
- 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
- 4 お客様は、当社の書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に承継又は譲渡したりすることはできません。

(機密保持)

- 第5条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、当社の承諾を得ることなく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。
- 但し、OSSの著作権者より開示を義務付けられているものについてはこの限りではありません。

(保証)

- 第6条 当社は、本ソフトウェアに契約不適合があった場合、ご購入日から10営業日の間、本ソフトウェアを交換するか又は本ソフトウェアの単価に数量を乗じた金額を限度として保証します。ただし、契約不適合の原因がお客様の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。なお、当該契約不適合が当社の責に帰すべきものでない事由（別紙1記載のOSSの不具合、権利侵害等に起因する事由及び当該OSSとその他のソフトウェア若しくはハードウェアを組み合わせたことに起因する事由等を含むがこれらに限られない）によるものであると認められたときは、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 本ソフトウェアに関する当社の責任は、上記の範囲に限られ、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性及び信頼性の保証も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む）に関しても、当社は一切の責任を負いません。
 - 3 当社は、本契約により、本ソフトウェアのバージョンアップ版、追加機能及びサポート等の提供義務を負うものではありません。

(輸出管理)

- 第7条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含む）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。
- 2 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を武器や兵器の開発・製造に一切使用してはならないものとします。

(仕様変更)

- 第8条 当社は、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。

(契約の終了)

- 第9条 お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾に係る対価の返還を、当社に求めることはできません。
- 2 お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
 - 3 お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について当社に対し 補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
 - 4 本契約終了後も、第4条（禁止事項）4項、第5条（機密保持）、第6条（保証）、第11条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

- 第10条 当社及びお客様は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、合わせて「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及びお客様は、自己又は自己の役員が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 前項の定めにより、本契約を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じたときは、その賠償責任を負うものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

- 第11条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。
- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(契約の変更)

- 第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができるものとします。
- (1) 本契約の変更が、お客様の利益に適合する場合
 - (2) 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当社は、前項により本契約を変更する場合には、変更の1週間前までに、当社のウェブサイトその他の当社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本契約を変更する旨
 - (2) 本契約変更後の本契約の内容
 - (3) 変更後の本契約の効力発生日
- 3 お客様は、本契約の変更に同意しない場合、変更後の本契約の効力発生日までに、第9条（契約の終了）1項により、本契約を終了させるものとします。

2020年6月24日

株式会社NTTデータ数理システム

別 紙 1 (DeepLearner)

OSSライセンスが適用されるソフトウェア一覧

オープンソースソフトウェア名	
1	boost
2	cereal
3	d3
4	Dynet
5	Eigen
6	JSON for Modern C++

適用ライセンス並びにライセンス原文については、下記サイトに記載される各OSS名からのリンク先をご覧ください。

<https://www.msi.co.jp/packages/OSSLicense/>